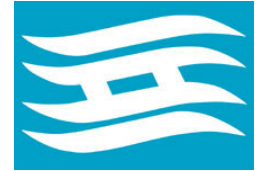


兵庫県公報

令和4年7月15日 金曜日 第328号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	6
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 基本測量を終了した旨の通知（同）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（地域福祉課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 入札公告（物品管理課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	15
○ 同 上（同）	16
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	16
○ 同 上	17
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	17
○ 遊泳区域の指定の解除	20
正 誤	
○ 令和4年3月31日付け兵庫県公報第25号外中	20

告 示

兵庫県告示第838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

北野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	高松 登	加古川市野口町北野305番地



兵庫県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員
の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

伊丹大鹿土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	藤原 稔三	伊丹市大鹿6丁目58番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	佐々木 清之	伊丹市大鹿7丁目28番地



兵庫県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員
の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

水足土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	橘 則和	加古川市野口町水足1234番地
同	松野 明	同 市野口町水足1229番地
同	橘 雅春	同 市野口町水足1354番地
同	橘 嗣公	同 市野口町水足1264番地
同	岡田 保	同 市野口町水足1888番地の3
同	大龜 衛	同 市野口町水足1880番地
同	橘 利彦	同 市野口町水足1881番地の1
同	西田 十三	同 市野口町水足1263番地
同	橘 拓己	同 市野口町水足1284番地
同	平井 栄宏	同 市野口町水足1233番地の1
監事	長谷川 公英	同 市野口町水足1336番地の2
同	岡田 保彦	同 市野口町水足1334番地
同	岡本 忠樹	同 市野口町水足1230番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大龜 衛	加古川市野口町水足1880番地
同	西田 十三	同 市野口町水足1263番地
同	小谷 眞	同 市野口町水足1248番地の1
同	橘 利彦	同 市野口町水足1881番地の1
同	橘 拓己	同 市野口町水足1284番地
同	平井 栄宏	同 市野口町水足1233番地の1

同	岡 本 忠 樹	同	市野口町水足1230番地
同	橘 茂 義	同	市野口町水足1278番地の1
同	橘 明 仁	同	市野口町水足1200番地
同	大 亀 忠 広	同	市野口町水足1324番地の1
監 事	橘 雅 春	同	市野口町水足1354番地
同	松 野 明	同	市野口町水足1229番地
同	岡 田 保	同	市野口町水足1888番地の3



兵庫県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

小多利土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 井 貞 治	丹波市春日町小多利439番地
同	吉 見 利 久	同 市春日町小多利321番地
同	由 良 保 紀	同 市春日町小多利190番地
同	赤 井 勝	同 市春日町小多利505番地3
同	勝 野 佳 近	同 市春日町池尾25番地
同	畑 中 一 雄	同 市春日町池尾45番地
同	高 見 芳 明	同 市春日町多利449番地
監 事	中 井 照 夫	同 市春日町小多利175番地
同	矢 野 友 洋	同 市春日町多利795番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	赤 井 勝	同 市春日町小多利505番地3
同	吉 見 利 久	同 市春日町小多利321番地
同	由 良 保 紀	同 市春日町小多利190番地
同	三 村 均	同 市春日町小多利185番地
同	勝 野 勝 美	同 市柏原町北中39番地29
同	末 利 公 一	同 市春日町池尾49番地1
同	高 見 芳 明	同 市春日町多利449番地
監 事	高 橋 高 志	同 市春日町小多利317番地
同	中 井 貞 治	同 市春日町小多利439番地
同	矢 野 友 洋	同 市春日町多利795番地



兵庫県告示第842号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県東播土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 池 敏	加東市秋津249番地
同	大 西 尊	小野市山田町123番地
同	井 場 正 篤	同 市黒川町527番地の1

同	井 上 日 吉	同 市広渡町43番地
同	久 後 利 成	同 市小田町455番地
同	服 部 俊 夫	加東市屋度372番地 1
同	田 中 省次郎	同 市山国1506番地
同	森 本 佳 幸	同 市下久米1344番地 1
同	岸 本 俊 郎	同 市吉馬1624番地 1
同	稲 岡 久	同 市北野189番地
同	平 野 隆 司	同 市掬鹿谷458番地
同	藤 原 健	同 市小沢28番地 1
同	安 井 修	小野市二葉町1087番地の167
同	安 達 紀 之	三木市細川町脇川449番地の 3
同	林 山 光 良	加東市山国2019番地47
同	藤 浦 文 夫	同 市牧野872番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

小 池 敏
大 西 尊
井 場 正 篤
井 上 日 吉
久 後 利 成
内 藤 喜 和
藤 本 秀 樹
伊 藤 一 弘
岸 本 俊 郎
大 富 義 明
藤 本 和 之
藤 原 健
安 井 修
安 達 紀 之
林 山 光 良
藤 浦 文 夫

住 所

加東市秋津249番地
小野市山田町123番地
同 市黒川町527番地の 1
同 市広渡町43番地
同 市小田町455番地
加東市東古瀬23番地 1
同 市松尾145番地 2
同 市下久米1227番地728
同 市吉馬1624番地 1
同 市稲尾188番地
同 市秋津121番地
同 市小沢28番地 1
小野市二葉町1087番地の167
三木市細川町脇川449番地の 3
加東市山国2019番地47
同 市牧野872番地 1



兵庫県告示843号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条の第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県揖保川岩浦土地改良区

退任役員

役員の区分

監 事

就任役員

役員の区分

監 事

氏 名

三 木 政 司
中 川 直 美

住 所

たつの市龍野町末政47番地
たつの市揖西町龍子323番地 3



兵庫県告示第844号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

岡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	穴 田 由 成	加古郡稲美町岡2177番地の3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	名 所 雅 典	加古郡稲美町岡2225番地の4



兵庫県告示第845号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

葡萄園池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	丸 尾 一 良	加古郡稲美町印南535番地の1
同	松 田 茂 樹	同 郡同 町印南222番地の5
同	厚 見 卓 彦	同 郡同 町北山1264番地の36
同	唐 木 利 広	同 郡同 町印南529番地
同	唐 木 宏 幸	同 郡同 町印南544番地
同	丸 尾 寿 市	同 郡同 町印南406番地の2
同	丸 尾 寛 之	同 郡同 町印南257番地
同	丸 尾 敏 和	同 郡同 町印南430番地
同	丸 尾 信 夫	同 郡同 町印南419番地
同	大 西 良 和	同 郡同 町印南791番地の68
同	厚 見 義 二	同 郡同 町印南755番地の21
同	國 政 善 則	同 郡同 町印南674番地の3
同	田 中 秀 樹	同 郡同 町印南562番地の3
同	藤 本 勝 則	同 郡同 町岡2490番地の7
同	松 原 裕 司	同 郡同 町印南791番地の56
監 事	厚 見 和 保	同 郡同 町印南681番地の12
同	萩 野 良 彦	同 郡同 町印南646番地の43
同	松 原 榮	同 郡同 町印南638番地の12

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	唐 木 利 広	加古郡稲美町印南529番地
同	唐 木 宏 幸	同 郡同 町印南544番地
同	丸 尾 寿 市	同 郡同 町印南406番地の2
同	丸 尾 寛 之	同 郡同 町印南257番地
同	丸 尾 敏 和	同 郡同 町印南430番地
同	萩 野 良 彦	同 郡同 町印南646番地の43
同	大 西 良 和	同 郡同 町印南791番地の68
同	厚 見 義 二	同 郡同 町印南755番地の21
同	國 政 善 則	同 郡同 町印南674番地の3
同	田 中 秀 樹	同 郡同 町印南562番地の3
同	藤 本 勝 則	同 郡同 町岡2490番地の7
同	松 原 裕 司	同 郡同 町印南791番地の56

同	厚見和保	同郡同	町印南681番地の12
同	丸尾敏雄	同郡同	町印南510番地の7
同	丸尾哲史	同郡同	町印南559番地
監事	丸尾信夫	同郡同	町印南419番地
同	松原榮	同郡同	町印南638番地の12
同	植田文則	同郡同	町印南129番地



兵庫県告示第846号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県洲本市由良町由良55-1 山家 正明 同 県同 市宇原574-3 佃 健次	由良町	由良町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和4年7月15日から同月29日まで

(2) 縦覧場所

由良町加入区 兵庫県洲本市由良1-20-29 由良町漁業協同組合



兵庫県告示第847号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 作業期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域

神戸市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、加東市、猪名川町及び多可町



兵庫県告示第848号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

基本測量（時空間変位確定測量）

- 2 作業期間
令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第849号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年4月26日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
赤穂市坂越地内



兵庫県告示第850号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年5月12日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
佐用町水根地内



兵庫県告示第851号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年4月25日から令和5年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市但東町奥赤地内及び赤花地内



兵庫県告示第852号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）

- 2 作業期間
令和4年4月25日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市南塚口町3丁目地内



兵庫県告示第853号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点及び4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年6月5日から同年8月10日まで
- 3 作業地域
西宮市神祇官町地内



兵庫県告示第854号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（T S測量、平板測量及びデジタルマッピング（地図情報レベル500及び地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
令和4年4月16日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市全域



兵庫県告示第855号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（1級基準点測量、2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年10月27日から令和4年3月28日まで
- 3 作業地域
香美町村岡区の一部



兵庫県告示第856号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）

- 2 作業期間
令和3年3月25日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
朝来市及び養父市



兵庫県告示第857号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、用地測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年9月24日から令和4年4月22日まで
- 3 作業地域
新温泉町浜坂地内



兵庫県告示第858号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年1月11日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市上大市三丁目地内



兵庫県告示第859号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年1月11日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市毘沙門町地内



兵庫県告示第860号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）

- 2 作業期間
令和3年12月20日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
三田市広野地内



兵庫県告示第861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年7月15日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年7月15日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 東鯨崎網干停車場線	揖保郡太子町船代字稲荷76番1から 同郡同町船代字稲荷62番3まで	旧	4.0から 5.0まで	144.0	
		新	5.0から 11.0まで	144.0	

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所在地	面積 (㎡)	地目
1	たつの市新宮町光都1丁目490番44	12,000.04	宅地

※売買契約書において、第一種社会福祉事業（同事業に付随して実施する第二種社会福祉事業、公益事業を含む）の用（指定用途）に供すること、10年間（指定用途期間）は指定用途に供すること、所有権移転後3年以内に指定用途に供すること、指定用途期間中の転売等の禁止を設ける。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
当該物件において、第一種社会福祉事業の実施を希望する者
また、次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班
 - 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
 - (2) 配布期間及び申込期間
令和4年7月15日（金）から同年8月2日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
 - 5 入札の方法、場所及び受付期間
 - (1) 方法
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
 - (2) 場所
前記3に同じ
 - (3) 受付期間
令和4年8月3日（水）から同月17日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
 - 6 開札の場所及び日時
 - (1) 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - (2) 日時
令和4年8月18日（木）午前10時から
 - 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
 - 8 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班
電話 (078) 341-7711 内線2921



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トンボプラザ
所在地 明石市硯町三丁目455-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	井上 亮

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前
（仮称）トンボプラザ
イ 変更後
トンボプラザ

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中嶋 克彦
	外未定2者		
イ 変更後	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
	上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	金谷 隆平
	株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町一丁目7番4号	堀江 康生
	株式会社ユニクロ	山口市佐山10717番地1	柳井 正

4 変更年月日

令和3年6月22日 ほか

5 届出年月日

令和4年6月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年7月15日から4日間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年11月15日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年7月15日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

令和4年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）まで

(4) 納入場所

本庁各課室及び県の各地方機関

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札金額は、規格別予定数量に単価を乗じた額の全規格総価額で行う。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 中井

電話 (078) 341-7711 内線4947 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和4年7月15日（金）から同月29日（金）まで（兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和4年8月29日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書

の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年8月26日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和4年7月15日（金）から同月29日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年7月29日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和4年8月19日（金）午後5時から同月29日（月）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年7月16日（土）から同年8月12日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年7月16日（土）から同月29日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年7月29日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和4年8月19日（金）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の110を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年8月25日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年10月1日（土）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)

(3) Delivery period:

From October 1, 2022 through March 31, 2023

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government and Region Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 29, 2022

(6) Deadline for tender:

14:00 August 29, 2022 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 26, 2022 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nakai, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4947

~~~~~

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町本荘四丁目881番3の一部、897番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町一色東一丁目432番地の1  
株式会社創久住研 代表取締役 久本了士

3 許可年月日及び許可番号

令和3年12月6日  
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-24号(3播磨)



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年7月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町二子字長池ノ内410番1、411番4、425番・426番合併

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市西区前開南町二丁目12番15号  
株式会社パナシア 代表取締役 森岡隆成

3 許可年月日及び許可番号

令和3年12月28日  
兵庫県指令東播(加土)(建)第1-29号(3播磨)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した指定した施設に関し指定の取消をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年7月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 特別養護老人ホーム 愛寿園 | 同 市北区長尾町上津 4663-5 |
|---------------|-------------------|

」

を

「

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 特別養護老人ホーム さくらガーデン | 同 市北区長尾町上津 4658-6 |
|-------------------|-------------------|

」

に改め、同表明石市の項中

「

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 第2ケアハウス 恵泉  | 同 市大久保町大窪 2818-3 |
| パーマリュイ・イン明石 | 同 市大久保町八木 486    |

」

を



「

|            |
|------------|
| 第2ケアハウス 恵泉 |
|------------|

|                  |
|------------------|
| 同 市大久保町大窪 2818—3 |
|------------------|

」

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第50号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年7月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

2 老人ホームの表宝塚市の項中

「

|          |
|----------|
| サニーライフ宝塚 |
|----------|

|              |
|--------------|
| 同 市福井町 32—23 |
|--------------|

」

を

「

|          |
|----------|
| サニーライフ宝塚 |
|----------|

|              |
|--------------|
| 同 市福井町 32—23 |
|--------------|

|                     |
|---------------------|
| 株式会社 木下の介護 リアンレーヴ宝塚 |
|---------------------|

|                  |
|------------------|
| 同 市南ひばりが丘 2—9—22 |
|------------------|

」

に改める。

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第180号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年7月15日

兵庫県公安委員会

委員長 小 西 新右衛門

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和4年8月18日（木）から同月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

令和4年8月23日（火）から同月25日（木）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和4年8月25日(木)に修了考査(新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分)を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で50人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

## 4 受講希望の申出の受付期間等

## (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年7月19日(火)から同月21日(木)までの間(午前10時から午後5時まで)

## (2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)の警備業担当係において電話で受け付ける。

## (3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

## 5 受講申込みの受付期間等

## (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年7月27日(水)から同年8月2日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで)

## (2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

## (3) 申込手続に必要な書類等

## ア 新規取得講習を受講しようとする者

(7) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(f) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(f) 指導教育責任者資格者証等の写し

(g) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

## 6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

## 7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

## 8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

## 10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線 3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166



**兵庫県公安委員会告示第181号**

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第2項の規定に基づき、遊泳区域の指定を解除したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月15日

兵庫県公安委員会  
委員長 小 西 新右衛門

遊泳区域の指定を解除した海水浴場

| 海水浴場の名称 | 所在地   | 管轄警察署 |
|---------|-------|-------|
| 江井海水浴場  | 淡路市江井 | 淡路警察署 |

**正 誤**

○令和4年3月31日付け（兵庫県公報第25号外）

兵庫県企業庁管理規程第1号（企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程）中

| (ページ) | (行)    | (誤)                                               | (正)                                           |
|-------|--------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 2     | 上から18行 | 第130条及び第131条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。 | 第130条及び第131条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。 |